

送り主： One Asia Lawyers Group／Focus Law Asia LLC

件名：シンガポール現地法人：コロナ対策の法務（ウェビナー）

～シンガポール／シンガポール法人が利用できるコロナ関連救済法総まとめ 不動産賃貸借契約の賃料減額・契約解除方法を中心に～

シンガポールにおいては、Phase 3 に入りより一層経済活動の再開が進みます。

シンガポール政府は、2020年4月9日に Covid 19 一時救済法（Covid 19 Temporary Measures） Act を施行し、コロナ禍が原因の家賃の未払いを理由とした賃貸借契約解除を禁止し、不動産固定資産税の減免などの施策を打ち出し、2020年6月5日には、売上が大幅に減少した中小企業に向けて5月・6月分の賃料免除に関する追加のサポートプログラムを含んだ Covid 19 一時救済法の改正案を発表しました。

そして今回、2021年1月より、賃料などの減額や、違約金なく賃貸借契約を含む一部の契約を終了することができることを定めた COVID19 一次救済措置法の第3次改正法（再調整フレームワーク）が開始される予定です。これによって、一定の要件を満たしたテナントなどは違約金なく賃貸借契約を解除することが可能となり、企業の経営再建に非常に有益な手段となりますが、期限が2021年 1月15日から2月26日の6週間内に限定されているため注意が必要です。

本セミナーにおいては、以前の Covid 19 一時救済法の内容を総まとめするとともに、第三次改正によって定められた再調整フレームワークの内容・手続方法などについて解説いたします。

- 1 Covid 19 一時救済法、同改正案の概要
- 2 2021年1月施行予定 Covid 19 一時救済法第3次改正（再調整フレームワーク）の内容
- 3 再調整フレームワークを前提とした賃料減額、契約解除の手続・交渉方法
- 4 オーナーとの不動産賃貸借契約の賃料減額・契約解除の交渉方法・ポイント
- 5 ポストコロナにおける新しい不動産賃貸借契約条項の検討

開催概要

■日 時：2020年1月15日（金）午後2時から3時（シンガポール時間） ライブ配信

※ウェビナー形式となっており、お申し込みをいただいた方に、リンクとパスワードを送付いたしますので、勤務先・在宅などで受講することが可能です。

※また、ビデオ配信もその後行う予定ですので、上記のライブ配信に参加できない方も後日受講可能です。

■配信形式：Zoom Webinar

■定 員：なし

■言 語：日本語

■費 用：無料

■申込 URL : https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_gRsYrI3sRfe0Teno0jWKcw

■参加方法 : メールでご案内する Zoom の URL から参加ください。

■ < 講師 >

One Asia Lawyers Group: Focus Law Asia LLC : 栗田 哲郎

(シンガポール法・日本法、アメリカ NY 州法弁護士)

■本セミナーに関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

seminar@oneasia.legal

■One Asia Lawyers Group においては、2021 年以下のウェビナーを予定しております。また、企業の方のご要望に合わせて、セミナー・ウェビナーを開催することも可能ですので、ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

seminar@oneasia.legal

1 国際商事法務主催：2021 年 1 月 22 日

フィリピンビジネスの基礎法務
～最新の法令状況のアップデート～

<https://oneasia.legal/6144>

2 One Asia Lawyers v Legal Vision 主催：2021 年 1 月 29 日

オーストラリア進出・投資・紛争解決制度の最新実務 2021 年
～改正外資規制・会社法を踏まえて～

3 国際商事法務主催：2021 年 2 月 5 日

インドネシアにおける外資規制の状況について
～オムニバス法及び施行規則の概要～

<https://oneasia.legal/6144>

4 神戸大学特別授業：2021 年 1 月 9 日、16 日、23 日

アジアにおける紛争解決制度
～現地弁護士の視点で読み解くアジアの裁判・仲裁～

<https://oneasia.legal/6140>